



第76回

全国労働衛生週間

別紙 1

全国労働衛生週間スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」

準備期間: 9月1日から9月30日

本週間: 10月1日から10月7日



福井労働局労働基準部監督課
広報キャラクター「ふくろー」

いざ、取り組もう

3

つのテーマ

(福井労働局・重点目標)

- ① メンタルヘルス対策の推進
- ② 治療と仕事の両立支援の環境整備等
- ③ 化学物質に対するリスクアセスメントの実施

「全国労働衛生週間」は、昭和25年から続く伝統ある取組であり、労働者の健康と安全を守るために重要な役割を果たしています。この取組は毎年実施しており、今年で、76回目を迎えます。事業場における労働衛生意識を高め、健康管理や職場環境の改善などを推進し、労働災害の予防に取り組むことを目的としています。

準備期間（9月1日～30日）
に実施する事項

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進

詳しくは
こちらに↓



など

重要

熱中症対策 法改正

検索

**この夏、熱中症対策が
強化されています！！**

労働安全衛生規則改正（令和7年6月1日施行）
★熱中症にかかる連絡体制整備と関係作業
者への周知
★作業離脱や医療機関への搬送等重篤化防止
の措置の手順の作成と関係作業
者への周知

対象となる作業…WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1
時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示

など

電子版は福井労働局HP→【目的や内容で探す】の安全衛生についてに掲載しています。

本リーフレットのQRコードはクリックできます。リンク先は全て厚生労働省関連サイトです。



福井労働局の『3つの重点目標』

1 メンタルヘルス対策の推進

取り組むわけ

- ★ 労働安全衛生法改正により、**50人未満の事業場もストレスチェックが義務化**。

(R7.5.14公布後3年以内に政令で定める日施行)

- ★ 福井県内の精神障害の労災請求が、**直近3年間にわたり連続して増加**。

取り組むこと

- ① メンタルヘルス対策の取組状況を確認・改善。
- ② ストレスチェックが今後義務化。実施に向けて準備（常時労働者数50人未満の事業場）。

お助けツールをご紹介します。
QRコードはクリックできます。



お助けツール

①に関して

パンフレット（福井労働局作成）**（※1）**でメンタルヘルス対策（6つのポイント）を確認！
→対策が不十分なら、福井産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策の訪問支援の受入れを検討。

②に関して

実施支援ツール**（※2）**、実施マニュアルや実施規程例を**（※3）**を活用。
→高ストレス者に対する面接指導には地域産業保健センターによる無料の支援を検討（常時労働者数50人未満の事業場）。



2 治療と仕事の両立支援の環境整備等

取り組むわけ

- ★ 労働施策総合推進法の改正で**治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが努力義務化**。（R8.4.1施行）

取り組むこと

- ① 両立支援の環境整備の状況を確認・改善。
- ② 改正法により、治療と仕事の両立支援が努力義務化されるため実施に向けて準備。（今後指針が示されます。）

お助けツール

①に関して

治療と仕事の両立支援ナビを開いて、治療と仕事の両立支援のガイドラインのP4、P5で取組状況を確認！**（※1）**

②に関して

取組方法は、治療と仕事の両立支援ナビの、取組事例集を参考。**（※2）**今後示される指針を活用。

- ◆ 福井県治療と仕事の両立にかかる支援の取組
福井県内における5か年計画の概要や県内事業場を取材した取組事例を掲載しています。**（※3）**



3 化学物質に対するリスクアセスメントの実施

取り組むわけ

- ★ 県内事業場に、**化学物質管理者の選任、リスクアセスメントの実施など、新たな化学物質管理への対応を指導中**。

- ★ 労働安全衛生法改正により、**化学物質の譲渡・提供時にSDSを交付しないと罰則が適用される等規制が強化**。

(R7.5.14公布後5年以内に政令で定める日施行)

取り組むこと

- ① 新たな化学物質管理の対応状況を確認・改善。必要に応じ**リスクアセスメント等を実施**。
- ② 法令改正の確認と施行に向けた準備。

お助けツール

①に関して

パンフレット（福井労働局作成）**（※1）**で新たな化学物質管理の対応状況を確認！
リスクアセスメントにはクリエイト・シンプルや業種別・作業別のリスクアセスメントのモデル**（※2）**を活用。

②に関して

新たな化学物質管理にかかる規制を確認（法令等）。**（※3）**
譲渡・提供時のSDS交付義務違反の罰則の適用等改正事項を確認。**（※4）**



トピックス① 福井労働局管内で 行動災害（転倒・腰痛等）が増加・多発中

行動災害が**2桁増加**！（令和7年7月末時点・前年同期比）

転倒災害の状況

“滑り”によるもののみで半数。
1月、2月の発生分で6割強。
60歳以上で過半数。

動作の反動、無理な動作の状況

製造業で急増中。
半数が60代以上。

※1



職場環境の整備が重要

→ エイジフレンドリーガイドラインを活用。**（※1）**

→ エイジフレンドリー補助金（高齢労働者の労働災害防止対策コース等）を活用。【申請受付期限：令和7年10月31日（金）】

トピックス② 労働安全衛生法及び 作業環境測定法が改正されました。 （令和7年5月14日公布）

- ・職場のメンタルヘルス対策の推進（ストレスチェックの常時労働者数50人未満の事業場も義務化等）
- ・化学物質による健康障害防止対策等の推進（SDSの通知内容変更時の再通知義務など）
- ・高齢労働者の労働災害防止の推進（努力義務）…等

法改正の内容や、改正する労働安全衛生規則等の詳細は右のQRコードのリンク先に今後掲載。**（※2）**

※2

